

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>事故が発生した原子力発電施設（以下、事故炉）の廃炉等の安全かつ着実な実施を確保するため、事故炉の廃炉等を行う原子力事業者（以下、事事故業者）に対して、廃炉等に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、機構）に積み立てることを義務づける等の措置を講じた「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律」が平成29年5月に成立（同年10月施行）し、あわせて、租税特別措置法において「特定原子力施設炉心等除去準備金」（以下、準備金）の損金算入を認める措置が講じられたところ。</p> <p>事故炉の確実な実施を引き続き確保する観点から、当該措置に係る措置の期限を引き続き延長する。</p> <p>上記特例措置の延長が認められた場合、法人住民税及び事業税についても同様の効果を適用する。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号 租税特別措置法第57条の4の2</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>事事故業者が、廃炉等に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に積み立てていくことにより、安全かつ着実な廃炉の実施が確保される。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>事事故業者が廃炉等の実施責任を果たし、安全かつ着実な廃炉を実施していく上で必要な措置。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保
	政策の達成目標	適正かつ着実な廃炉等の実施の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和5年度～7年度
	同上の期間中の達成目標	事故炉の廃炉等の安全かつ着実な実施
	政策目標の達成状況	事故炉の廃炉等を安全かつ着実に実施している。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数：1件 適用事業者：1者
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	措置を延長することにより、事故事業者による安全かつ確実な事故炉廃炉等の実施を確保することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	適用件数：1 件 適用事業者：1 者
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として有効。
前回要望時の達成目標	事故炉の廃炉等の安全かつ着実な実施
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	事故炉の廃炉等を着実に実施している。
これまでの要望経緯	平成29年度 創設 令和2年度 延長（3年間）